

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2007-55657

(P2007-55657A)

(43) 公開日 平成19年3月8日(2007.3.8)

(51) Int. Cl.

**B65D 1/36 (2006.01)**

F 1

B 6 5 D 1/36

テーマコード (参考)

3 E 0 3 3

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号 特願2005-243980 (P2005-243980)  
 (22) 出願日 平成17年8月25日 (2005.8.25)

特許法第30条第3項適用申請有り 平成17年3月9日  
 から3月11日 社団法人日本セルフ・サービス協会  
 開催の「第39回 スーパーマーケットトレードショー」  
 に出品

(71) 出願人 391011825  
 中央化学株式会社  
 埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号  
 (74) 代理人 100094536  
 弁理士 高橋 隆二  
 (74) 代理人 100109243  
 弁理士 元井 成幸  
 (72) 発明者 高山 晃一  
 埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号  
 中央化学株式会社内  
 Fターム(参考) 3E033 AA10 BA13 CA20 DA08 DE11  
 FA04

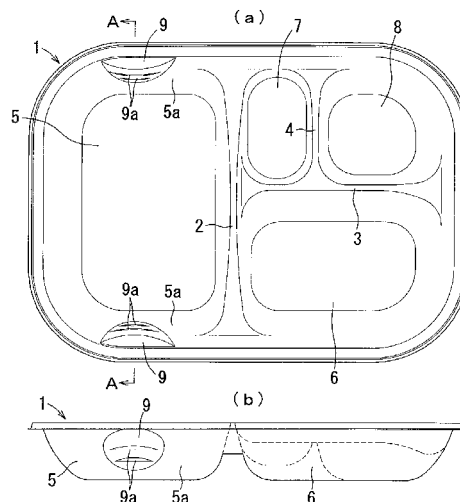
(54) 【発明の名称】 包装用容器

(57) 【要約】

【課題】例えば簡易弁当容器やその他の各種の食品等を収容して保存したり陳列販売する場合などに用いる包装用容器に係り、容器側壁部が外方に大きく傾斜した容器にあっても片手で良好に把持できるようにする。

【解決手段】合成樹脂シートを熱成形して製造される包装用容器1において、その包装用容器1を片手で把持する際の指掛け凹部9を上記容器1の側壁部外面に設けたことを特徴とする。上記の指掛け凹部9は、例えば容器1の互いに対向する側壁部外面に設ける、或いは容器内に仕切部を有するものにおいては、その仕切部に対向する容器側壁部の外面に設けることもできる。

【選択図】 図1



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

合成樹脂シートを熱成形して製造される包装用容器において、その包装用容器を片手で把持する際の指掛け凹部を上記容器の側壁部外面に設けたことを特徴とする包装用容器。

## 【請求項 2】

前記指掛け凹部を、前記容器の互いに対向する側壁部外面に設けてなる請求項 1 に記載の包装用容器。

## 【請求項 3】

前記指掛け凹部を、前記容器に設けた仕切部に対向する側壁部外面に設けてなる請求項 1 に記載の包装用容器。

10

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本発明は、例えば簡易弁当容器やその他各種の食品等を収容して保存したり陳列販売する場合などに用いる包装用容器、特に合成樹脂シートを熱成形して製造される包装用容器に関する。

## 【背景技術】

## 【0002】

上記のような包装用容器は、一般に底部の周囲にそれと一体に上方に立ち上がる側壁部を設けた構成であり、このような容器内に例えば食品等を収容したり、その容器内に収容した食品等を食したり、取り出す場合、或いは上記の食品等を収容した容器に蓋やラップを被せるなどして施蓋（閉蓋）したり、それらの開蓋するような場合には、上記の容器を片手でも良好に把持できるようにするのが望ましい。

20

## 【0003】

そこで、上記のような容器の取り扱い性を良くするために従来種々の方法が提案されている。その中で下記特許文献 1 においては、容器周方向（横方向）に延びる横長のリブであって、容器内方に突出するリブと容器外方に突出するリブとを、容器側壁部に交互に且つ上下に複数本ずつ設けることが提案されている。それによって、例えば上下方向に重ねた容器を上から順に取り出す際には、上記の容器内方に突出するリブに指を掛けて引き上げればよく、また上記容器を手に乗せて指で支持する際には上記の容器外方に突出するリブに指を掛ければ確実に把持できるというものである。

30

## 【0004】

しかしながら、上記のような横方向に延びるリブを容器の側壁部に形成すると、例えば弁当容器にあっては上記のリブに米粒などの食品等が引っ掛かって箸等では取りずらく、またデザインの的にも、美しい外観を保つ上で支障となる等の不具合がある。さらに容器の側壁部に外方に突出するリブを設けて、その外側から片手で把持するには、容器の幅を上記リブをも含めて少なくとも成人の片手の親指とその他の指で挟むことのできる範囲内の大きさに制限せざるを得ない等の不具合がある。

## 【0005】

また上記のような容器を取り扱う人は、先ず、自然な動作として容器の互いに対向する側壁部外面を指で挟むことによって安定に把持しようとするが、上記のような容器の側壁部は上方に行くに従って外方に広がるように傾斜して設けられるのが一般的である。そのため、例えば上記容器に食品等を収容したり食する場合などには、その容器を片方の手ひらに載せて対向する側壁部外面を指で挟持する際に、往々にして指が滑って良好に把持できないおそれがある。

40

## 【0006】

特に、最近コンビニエンスストアやスーパーマーケット等で陳列販売される弁当容器においては、内容物のボリュームや見栄えを良くする等の目的で容器の深さを浅くすると同時に、容器上面の開口をなるべく広くして内容物がよく見えるようにすることが求められており、前記の対向する側壁部の上方への開き角度が次第に大きくなる傾向にある。

50

## 【0007】

そのため、上記の対向する側壁部を片手で狭持することが益々困難となり、たとえ上記のような開き角度の大きい側壁部に前記特許文献1のようなリブを設けても必ずも良好に把持することはできない。従って、例えば前記の容器を片方の手で持って、他方の手で食品等を容器内に入れたり、蓋やラップ等で閉蓋もしくは開蓋する場合には、上記片方の手で持った容器が安定しないため、上記の作業がしずらく、それらの作業に多大な労力や時間を要したり、不用意に取り扱うと内容物が飛散したり、落下する等のおそれがある。

## 【0008】

そこで、例えば室内で上記の蓋やラップ等を開く場合には、容器をテーブル等の上に置いた状態で蓋の上から容器を押さえつけ、蓋の一部をこじ開けるなどして開封するようにしているが、上記のような操作はどこでもできるわけではない。すなわち、蓋の開封を行ったり、その容器を把持して食事をしたりする場所は、上記室内のように常に安定した開封を行うことのできる環境であるとは限らない。例えば野外で座った脚の上や、地面の芝生の上、或いは自動車の車室内など極めて多様な環境を想定しなければならない。

10

## 【0009】

更には、容器を取り扱う人も、男性、女性、子供等に代表されるように手の大きさや力の有無等が異なっている等、多様な人々が取り扱うことを考慮する必要もある。特に、前記したような環境に於いては一般に広く流通しているワンウェイ容器では蓋を上から押さえ付けながら蓋の一部をこじ開ける方法で開封を行なうのは、周囲の土粉や草等が内容物と接触しやすく、不衛生であったり、誤って容器をひっくり返して内容物を飛散させたり周囲環境を汚損する等のおそれがあり問題が多い。

20

## 【0010】

【特許文献1】特開2002-362568号公報

## 【発明の開示】

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0011】

本発明は上記の問題点に鑑みて提案されたもので、容器側壁部が外方に大きく傾斜した容器にあっても片手で良好に把持することのできる包装用容器を構造簡単かつ容易・安価に適用することを目的とする。

## 【課題を解決するための手段】

30

## 【0012】

上記の目的を達成するために本発明による包装用容器は以下の構成としたものである。すなわち、合成樹脂シートを熱成形して製造される包装用容器において、その包装用容器を片手で把持する際の指掛け凹部を上記容器の側壁部外面に設けたことを特徴とする。上記の指掛け凹部は、例えば容器の互いに対向する側壁部外面に設ける、或いは容器内に仕切部を有するものにあつては、その仕切部に対向する容器側壁部の外面に設けることもできる。

## 【発明の効果】

## 【0013】

本発明による包装用容器は、上記のように包装用容器を片手で把持する際の指掛け凹部を上記容器の側壁部外面に設けたことによって、前記の問題点を解決して片手で容器を保持したまま容器の蓋の開閉を行うことができるようになると共に、容器のデザインにおいて、凹部の形状を高い自由度で設計することができ、多様な種類の食品包装用容器に当該凹部形状を適用することができる。

40

## 【0014】

また前記特許文献1のように横方向のリブを設けたものは、そのリブに米粒などの食品が引っ掛かって箸等では取りずらい等の不具合があるのに対し、本発明においては容器側壁部のごく一部に指先が嵌る程度の凹部を設けるだけでよいので上記のような不具合が生じるおそれは殆ど無く、さらには容器を廃棄する際に洗浄を行う場合にあつても、容器内面に生じる凹凸を低減できることから極めて楽に洗浄することができる。

50

## 【0015】

さらに前記特許文献1の包装容器の問題点である容器幅を、容器外方に突出するリブをも含めて片手で持てる幅にしなければならないという点は、本発明においては例えば容器左右の指掛け凹部の間隔を、容器の幅よりも小さくして片手で持つことができるようにすることで、容器幅の制限が緩和され、容器の実質幅を大きくすることが可能となる。また本発明の他の効果として例えば弁当容器において容器の平面図相当の面積が広いにも拘わらず指掛け凹部の部分に食品が入らないため、見た目のボリューム感を損なわずに、適切な容量を充填することができる等の効果もある。

## 【発明を実施するための最良の形態】

## 【0016】

以下、本発明を図に示す実施形態に基づいて具体的に説明する。図1(a)は本発明による包装用容器の一実施形態を示す平面図、同図(b)はその正面図、図2は図1(a)におけるA-A断面図である。

## 【0017】

本実施形態は簡易弁当容器等として用いられる包装用容器に適用したもので、その包装用容器1は、合成樹脂シートを熱成形することによって本実施形態においては図1に示すように平面略長方形の皿状に形成され、その内部は複数個の仕切部2~4で平面略方形の4つの収容凹部5~8に仕切られている。

## 【0018】

そして上記包装用容器1の側壁部外面に、該容器1を片手で把持する際の指掛け凹部9を設けたもので、本実施形態においては平面略長方形の包装用容器1の幅方向(長手方向と直角方向)に対向する側壁部であって、特に図の場合は前記4つの収容凹部5~8のうちの最も大きな平面長方形の収容凹部5の長手方向に対向する側壁部5a・5aの外面に指掛け凹部9を設けたものである。

## 【0019】

その指掛け凹部9は、図2に示すように対向する側壁部5a・5aの外面側が上記収容凹部5側すなわち容器内方に向かって窪んだ構成であり、例えば上記包装用容器1内に食品等を収容したり食する際、あるいは上記包装用容器1の上部に蓋やラップ等で閉蓋したり、それらを開蓋する際には、上記包装用容器1を片方の手の上に載せ、その手の親指と他の指とを上記の対向する指掛け凹部9、9にそれぞれ挿入して上記容器1を両側から挟むようにして保持(狭持)すればよい。それによって、上記のような包装用容器を簡単・確実に把持することができる。

## 【0020】

特に、上記図1~図3の実施形態においては、上記指掛け凹部9、9を、平面略長方形の包装用容器1の長手方向(図1で左右方向)の一方(図の場合は左方)に片寄らせて設けたことによって、例えば上記の包装用容器1を片方の手(図のような配置状態にあっては左手)の上に載せ、その状態で、その手の親指と他の指たとえば人差し指とを、それぞれ指掛け凹部9、9に挿入すれば、ごく自然な状態で把持することができる。

## 【0021】

また前記特許文献1に記載の従来例のように容器側壁部に容器周方向に延びるリブを設けたものは、特に弁当容器にあっては前述のように内容物である食品等が上記のリブに引っかかって箸等では取りずらくなる等の問題があったが、本発明のように容器側壁部に指掛け凹部9を設けるものは、その凹部9を指先が丁度入る程度の大きさで且つ単純な凹部形状にするだけでよいので、食品等が引っかかるおそれが少なく、また構成が簡単であるから容器およびその成形金型を容易・安価に製作することができる。また上記凹部9が補強リブの作用をして容器側壁部を補強することができる。

## 【0022】

さらに前記従来のように容器側壁部にリブを設けるもの、特に容器を把持する際のリブを容器外方に突出させて設けるものは、容器の幅を、上記リブの突出高さをも含めて前述のように少なくとも成人の片手の親指とその他の指で挟むことのできる範囲内の寸法にし

10

20

30

40

50

なければ把持できないが、本発明においては容器を把持する際の指掛け凹部 9・9 を、容器内方（収容凹部内方）に窪ませて設けることができるので、容器幅が片手で狭持できる幅よりも大きなものにあっても上記指掛け凹部 9・9 の間隔を片手で狭持できる範囲にすれば良好に把持することができる。それによって容器の幅寸法の制限が緩和され、容器の幅および開口面積を実質的に大きくすることが可能となる。

#### 【0023】

なお、上記指掛け凹部 9 は図の場合は容器側壁部にのみ設けたが、場合によっては容器底部にまで延長して設けるようにしてもよい。また上記指掛け凹部 9 には、必要に応じて例えば図 1～図 3 に示すような滑り止め用の微細な凹凸 9 a を形成してもよく、本実施形態においては上記指掛け凹部 9 の内面側、即ち容器側壁部 5 a の外面側に突出する略水平方向（横方向）の凹凸部（図の場合は凸条）9 a を上下 2 段に設けたものである。その微細な凹凸 9 a によって上記容器を把持する際に指が滑るのを防止することができる。

10

#### 【0024】

また上記実施形態は、平面略長形状の包装用容器 1 の幅方向（長手方向と直角方向）に対向する側壁部外面に指掛け凹部 9 を設けたが、例えば図 3 に示すように平面略長形状の包装用容器 1 の長手方向に対向する側壁部 1 b, 1 b の外面に指掛け凹部 9 を設けるようにしてもよい。その場合には、容器長手方向の寸法が片手で狭持できる長さよりも大きい場合でも上記の対向する指掛け凹部 9・9 の間隔を片手で狭持できる範囲にすれば良好に把持することができる。

#### 【0025】

さらに上記指掛け凹部 9 は、前記のように容器内を複数個の収容凹部 5～8 に仕切る仕切部 2～4 を有するものにあつては、例えば図 4 に示すように、そのいずれかの仕切部 2～4 に対向する容器側壁部に前記のような指掛け凹部 9 を設けるようにしてもよい。図 4 は前記収容凹部 5 と収容凹部 6, 7 との間の仕切部 2 に対向する上記収容凹部 5 の側壁部 5 b に前記と同様の指掛け凹部 9 を設けたものである。その指掛け凹部 9 と、その凹部 9 を設けた側壁部 5 b に対向する収容凹部 5 の側壁部でもある、上記仕切部 2 の収容凹部 5 側の立ち上がり部 2 a とを、それぞれ片方の手の親指と他の指とで狭持することによって上記容器 1 を簡単・確実に把持することができるものである。

20

#### 【0026】

なお上記のような仕切部 2 の立ち上がり部 2 a は、通常は上記図 4 のように鉛直方向に近い角度に形成されるので、上記仕切部 2 側には上記図 4 の実施形態のように必ずしも指掛け凹部 9 を設けなくてもよいが、例えば上記立ち上がり部 2 a が水平方向に傾斜して把持しづらい場合には、上記立ち上がり部 2 a にも指掛け凹部 9 を設けてもよい。そのようにすると、その立ち上がり部 2 a が水平方向に近い方向に傾斜して滑りやすい場合にも確実に把持できると共に、上記指掛け凹部 9 が上記立ち上がり部 2 a の補強リブの作用をして上記仕切部 2 の強度を増大させることができる。

30

#### 【0027】

また上記実施形態は蓋のない包装用容器を例示したが、蓋を有するものや容器の上部をラップ等で覆うものにも適用可能であり、それらの蓋やラップ等で施蓋（閉蓋）したり、開蓋する際にも、包装用容器を片手で持って指を指掛け凹部 9 に挿入することによって簡単・確実に把持することができるものである。

40

#### 【産業上の利用可能性】

#### 【0028】

以上のように本発明による包装用容器によれば、容器側壁部の外面に指掛け凹部を設けるだけの簡単な構成によって、上記のような包装用容器を簡単確実に把持することが可能となるもので、例えば最近、内容物のポリウムや見栄えを良くする等の目的で容器の深さを浅くすると同時に、容器上面の開口面積をなるべく広くして内容物がよく見えるようにすることが求められている簡易弁当容器においても、上記開口面積を大きく確保した上で指掛け凹部の位置を適宜調整することで片手でも容易に把持することができる。その結果、容器の表面積や形状等の設計の自由度を大幅に増大させることができるものである。

50

【図面の簡単な説明】

【0029】

【図1】(a)は本発明による包装用容器の一実施形態を示す平面図、(b)はその正面図。

【図2】図1(a)におけるA-A拡大断面図。

【図3】本発明による包装用容器の他の実施形態を示す平面図。

【図4】本発明による包装用容器の更に他の実施形態を示す平面図。

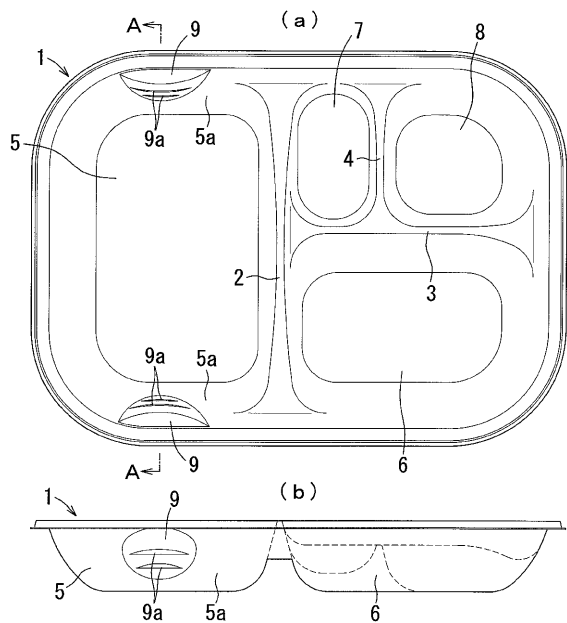
【図5】図4におけるB-B拡大断面図。

【符号の説明】

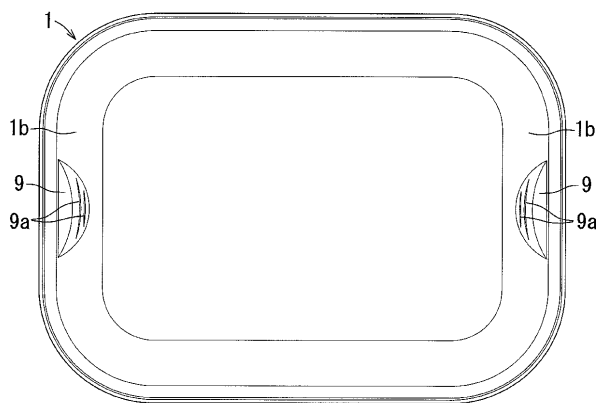
【0030】

- 1 包装用容器
- 2、3、4 仕切部
- 5、6、7、8 収容凹部
- 5a、5b 側壁部
- 9 指掛け凹部

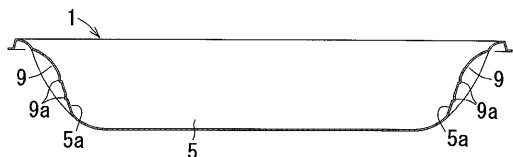
【図1】



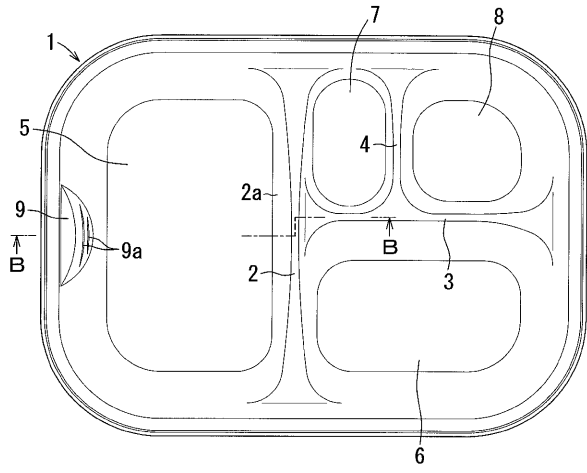
【図3】



【図2】



【 図 4 】



【 図 5 】

